

【予防的ワクチン接種の基本的な考え方】

- 防疫措置の基本は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺
- 以下の事項に示す以外は、予防的なワクチン接種は原則行わない

野生いのししの豚熱感染が継続的に確認され、飼養衛生管理の徹底のみでは豚への感染防止が困難
→都道府県知事による、法第6条に基づく、予防的ワクチン接種命令の実施

【ワクチン接種推奨地域】

* 法 = 家畜伝染病予防法

- 農林水産省が都道府県単位で定める
 - 1) 野生いのししにおける豚熱感染状況
 - 2) 感染リスクが高い地域〔環境要因：生息状況・周辺農場・飼養密度・山・河川等の地理的状況〕

【初回接種の方法】

- 県がワクチン接種プログラムを作成し、国の承認を受けて接種開始
- 対象は接種区域内で飼養されている全ての豚等
- 原則としてほ乳豚を除き全頭接種
- 初回接種の例外（除外）
 - ・次の豚はワクチン接種対象から除くことができる
 - 1) 接種から20日以内にと畜場へ出荷予定の豚等
 - 2) ほ乳豚（国との協議必要）
- 初回接種において接種除外の豚が存在する農場は、次の期間の間、**毎日**
家保へ右記に示す当日の死亡頭数等の報告をする（法第52条報告徴求）
 - 上記1) の豚は出荷が終了するまで
 - 上記2) の豚はワクチン接種が終了するまで

【報告徴求内容】

- ① 特定症状の有無
- ② 死亡豚等の頭数
死亡豚の位置(豚房・豚舎)
日齢・体重
死亡の原因
- ③ 死亡豚の同居豚等の臨床所見
- ④ 分娩頭数
- ⑤ 死産頭数
- ⑥ 異常産した母豚頭数
- ⑦ 出荷・移動頭数
- ⑧ 導入頭数

【その他】

- 接種農場に立ち入った畜産関係車両（家畜運搬車、飼料運搬車、死亡獣畜回収車、堆肥運搬車等）の消毒徹底

1. 接種地域における遵守事項

(1) 飼養頭数等の事前届出（接種農場）

- ・接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画等の事項について、県に届出
- ・届出内容に変更が生じた場合、その都度都道府県に届出を行う

(2) ワクチン接種時の留意点・豚等の管理

- ・ワクチン接種は県職員の獣医師（県が任命している民間獣医師含む）が実施
- ・接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないように注意
- ・農場は、ワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てに次の事項を記録
『 生産日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先、豚熱ワクチン接種歴 』

(3) 移動の管理

- ・農場は、豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散防止のため、次のものの移動管理を行う。
なお、これらの移動・流通は原則接種区域内の農場等へのものに限る。

- ① 生きた豚等（と畜場出荷を除く）
- ② 当該農場で採取された精液・受精卵
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排泄物
- ⑤ 敷料
- ⑥ 飼料・家畜飼養器具

と畜場・他の農場へ移動させる場合

- ・出荷前日に出荷予定豚等の臨床症状確認
- ・移動先農場では可能な限り隔離検疫(健康状態観察)
- ・法第7条に基づき、確実に背中に「V」を塗装
(赤又はピンク)

但し、焼却、埋却、化製処理、堆肥化处理、消毒を目的とした③～⑤の事項の接種区域外移動は、下記の要件を満たす場合に限る

ア 飼養豚等に臨床的に異状がないこと

イ 移動先施設で、豚熱ウイルスを拡散させない措置の実施が、都道府県により確認されていること

ウ 移動時の車両消毒、移動対象物から周辺環境等への汚染の防止等、豚熱ウイルスを拡散させない措置の実施について都道府県により確認されていること

(4) 導入の管理

非接種農場の豚等を導入した場合は、導入後直ちにワクチン接種し、他の豚と隔離して健康観察を行う。

2. ワクチンの接種方法

- ◆ 初回接種では全頭に接種。ただし、出荷間際の肉豚、ほ乳豚は除くことができる(国との協議必要)
- ◆ 接種除外がある農場は、出荷や接種が終了するまで家保へ毎日報告徴求を行う。
- ◆ ワクチン接種後、20日間は出荷を行わない(出荷予定日に留意)
- ◆ ワクチン等の管理は家保で実施(資材はすべて家保で準備・廃棄)
- ◆ 農場は、ワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等を記録

ワクチン接種料金
1頭あたり350円
(宮城県収入証紙)

【ワクチン接種スケジュール】 *原則, 最大4回が推奨

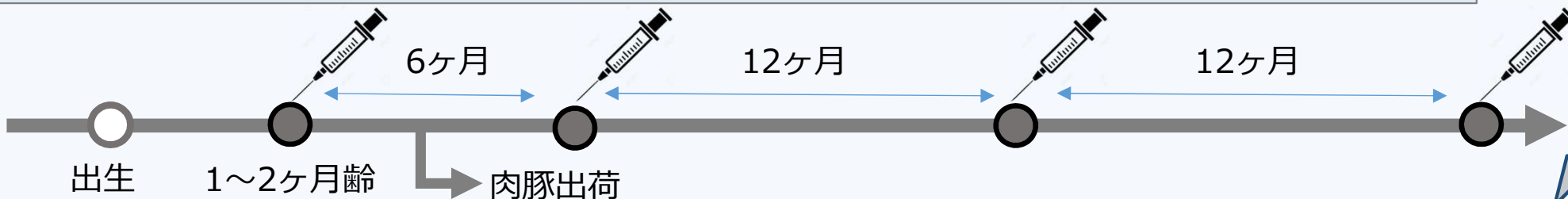
○繁殖豚・種雄豚・候補豚：初回接種6ヶ月後に2回目, その後は1年に1回接種



○肉豚：初回のみ。ただし、6ヶ月以上飼養する肉豚は初回接種から6ヶ月後に補強接種



○出生豚：1~2ヶ月齢*で接種(移行抗体を考慮)。その後、用途に応じて追加接種
*初回接種は日齢に制限なく接種可



3. 接種農場でのモニタリング

○ワクチンの効果を確認するため、初回接種から、概ね4週間以上経過した後、その後は6ヶ月毎に抗体検査を実施

- 【方法】
- ・ 県職員の獣医師(県が任命した民間獣医師含む) による採血及び臨床症状の確認
 - ・ 30頭以上を無作為抽出(原則、各豚舎から5頭以上。30頭以下の飼養の場合は全頭)
 - ・ 農場で豚熱を疑う異状が確認された場合は、遺伝子検査を実施

○農場の抗体陽性率が80%以上の場合は群として免疫は十分。80%未満の場合は、国と協議の上、全頭、もしくは免疫の低い群への追加接種を実施

4. 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

- 農場は、出荷する全ての豚の臨床症状の確認を行う(管理獣医師や所有者で実施可)
- 異状が確認された場合には、体温測定を行い、速やかに家保へ連絡し、必要な検査を受ける
- 豚等の移動時は、次のことを実施

- ①積み込み前後に車両表面全体の消毒
- ②荷台は体液等の漏出防止措置を講じる
- ③他の豚等の飼養場所を含む関係施設に入らない
- ④他の農場付近の通行は避ける
- ⑤運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する
- ⑥移動経過を記録し、保管する



○農場で自らと畜場や他の農場へ出荷する場合は、以下に注意

- ①専用作業着への交換と作業後の消毒徹底
- ②専用長靴への交換と作業後の消毒徹底
- ③車両消毒の徹底(車両表面及び車両内部(タイヤマット・フットペダル・ハンドル・ギア等))
- ④接種豚と非接種豚の混載をしない(やむを得ない場合は板で仕切る)

★ワクチン接種のロットに切り替わる際は、事前に相手先へ連絡しましょう。
(と畜場によっては、非接種豚がいなくなるまで、出荷毎の出荷計画が必要)

移動の管理



接種地域



未接種地域

◆移動禁止

- ・ 生きた豚等, 精液・受精卵
- ・ 家畜飼養器具
- ・ 飼料

◆移動原則禁止

(例外規定(条件②))

- ・ 死体
- ・ 排泄物・敷料等



種豚農場



農場



農場①

★導入後
ワクチン接種



種豚農場

と畜場への出荷



食肉処理施設



食肉処理施設



有機センター



化製場



農場①

★導入後
ワクチン接種



死体・排泄物等【条件②】



化製場 有機センター



農場③

【条件①】

- ・ 交差汚染防止対策
(所管する都道府県)

【条件②】

- ・ 飼養豚に臨床症状がない
- ・ 搬入先の拡散防止措置
- ・ 運搬業者の車両消毒・
漏出防止

豚熱ワクチン接種豚への標識について

- 豚熱ワクチンを接種した豚等をと畜場や他農場へ輸送するためには全頭への標識の塗装が義務です（法7条）。
- 標識は、豚等の背中に蛍光ピンク又は蛍光赤のスプレー等で「V」の字の形に、輸送する前（輸送車への積み込み時又は積み込み直前を推奨）に塗装してください。
- 標識は、背中であれば頭側でも尻側でもどこでも構いません。

○標識を付す場所（赤枠内）



○標識の例



○塗装の方法

- ・「V」の字の上部を豚の頭側にして塗装します。
- ・可能な限り、左右対称な「V」としてください。